

平成23年3月30日  
自動車交通局**自動車事故による在宅の重度後遺障害者を支援する  
短期入院協力病院の指定について**

～ 新たに9ヶ所を指定（全国92カ所）～

## 1. 短期入院協力病院について

自動車事故によって、在宅で療養生活を送っている重度後遺障害者は、定期的に医療機関において適切な診療や検査を受けるとともに、介護を行う家族にとっては、在宅介護の技術やケアの方法等について、専門家から助言・指導を受けることが必要です。

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA（ナスバ））は、相互に連携を図ることにより、自動車事故により重度後遺障害者となり在宅介護を受けられている方々の短期入院（1回の入院が原則2日以上14日以内、年間30日まで）を積極的に受け入れる病院を「短期入院協力病院」として指定し、短期入院における環境整備を率先して進めております。（対象者の詳細は別紙1参照）

短期入院協力病院は、①医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること、②介護されている家族の方々が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事法など）及びケアの方法等の助言・指導を受けられること  
の環境が整っていますので、安心してご利用いただける一般病院です。

## 2. 短期入院協力病院の新たな指定及び指定の解除

これまで、国土交通省においては、短期入院協力病院を全国86カ所指定しておりますが、本日（3月30日）付けで、新たに9カ所を指定するとともに、既存の3カ所を指定解除（別紙2「一覧」参照）しました。これにより、全国で92カ所となりました。

指定したすべての短期入院協力病院に関する情報は、自動車事故対策機構から広報誌を郵送するなどして、在宅介護の方々に直接お知らせしております。

なお、各協力病院においては、短期入院についての電話窓口を設けており、協力病院自体の概要、短期入院した際に受けられる診療や検査の内容、具体的な申し込み方法等について、お気軽にご相談ができる体制が整えられております。

国土交通省においては、重度後遺障害者の方の一層の利便性を確保する観点から、引き続き、安心して短期入院することができる協力病院を指定していくよう取り組んでいきます。

■問い合わせ先  
国土交通省自動車交通局保障課 高木、本間  
電話：03-5253-8111(内線41419、41418)  
03-5253-8580(直通)

## ○短期入院の対象者

短期入院の主な対象者は、自動車事故対策機構の介護料受給資格者のうち「特Ⅰ種」及び「Ⅰ種」の方です。

具体的には、自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、自動車損害賠償保障法施行令別表第一に定める第一級に該当する介護を要する後遺障害と認められた方又はこれと同程度以上の傷害を受けたと認められる方がこれに該当します。（一部の指定病院では、「Ⅱ種」（随時介護）の方も受け入れています。）

### 自動車損害賠償保障法施行令別表第一

等級	介護を要する後遺障害
第一級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(参考)

種別	後遺障害等級	
最重度	特Ⅰ種	常時要介護のうち、「自力移動が不可能である」等の要件を満たす方
常時介護	Ⅰ種	自動車損害賠償保障法施行令別表第一 第一級1号又は第一級2号を満たす方

(注) これ以外に、「Ⅱ種」（随時介護）の方にも介護料の支給を行っております。

## ○独立行政法人自動車事故対策機構における短期入院費用助成制度

介護料受給資格者（「特Ⅰ種」、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」の方）が、短期入院をした場合には1回の入院ごとに次の費用を1日あたり1万円で換算した額を上限として、年間30万円以内（年間30日以内）の範囲内で支給しています。（短期入院協力病院以外の病院に短期入院されても対象となります。）

(1) 入退院時における受給資格者の移送費

(2) 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額

なお、年間30万円以内（年間30日以内）の範囲内であれば、短期入院回数の制限はありません。

※平成23年度中に、年間支給額の上限（45万円以内）などについて改正する予定

## 短期入院協力病院指定・指定解除一覧

今回指定・指定解除した短期入院協力病院は以下のとおりです。

各協力病院における受入体制、短期入院するために必要な手続き等については、各協力病院のソーシャルワーカーなどに直接お問い合わせください。

なお、今回指定した協力病院における受入開始については、特段の日付の指定がない限り、協力病院として指定された日以降からです。

## 新たに指定した9カ所（9病院）

1	<p>● 医療法人社団三喜会 鶴巻温泉病院〔関東ブロック(神奈川県)〕 住 所：〒257-0001 神奈川県秦野市鶴巻北1-16-1 連絡先：地域連携サービス室 電 話：0463-78-1319（直通） 【 対象者の症状：脳損傷（特I種、I種、II種）、脊髄損傷（特I種、I種、II種） 】</p>
2	<p>● 医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院〔関東ブロック(埼玉県)〕 住 所：〒341-8526 埼玉県三郷市幸房745 連絡先：医療福祉相談室（医療ソーシャルワーカー） 電 話：048 - 953 - 1321（代表） 【 対象者の症状：脳損傷（特I種、I種、II種）、脊髄損傷（特I種、I種、II種） 】 ※受入れは平成23年5月以降となります。</p>
3	<p>● 株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院〔関東ブロック(茨城県)〕 住 所：〒312-0057 茨城県ひたちなか市石川町20-1 連絡先：医療福祉相談・退院調整室（高野） 電 話：029-354-5111（代表） 【 対象者の症状：脊髄損傷（特I種、I種、II種<sup>(注)</sup>） 】 ※受入れは平成23年5月1日以降となります。（注：II種については要相談）</p>
4	<p>● 新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総合病院〔北陸信越ブロック(新潟県)〕 住 所：〒958-8533 新潟県村上市田端町2-17 連絡先：医療相談室（医療ソーシャルワーカー） 電 話：0254-53-2141（内線534） 【 対象者の症状：脳損傷（特I種、I種、II種）、脊髄損傷（特I種、I種、II種） 】</p>
5	<p>● 医療法人大真会 大隈病院〔中部ブロック(愛知県)〕 住 所：〒462-0825 愛知県名古屋市北区大曾根2-9-34 連絡先：医療相談室（野上） 電 話：052-991-2111（内線180） 【 対象者の症状：脳損傷（特I種、I種、II種）、脊髄損傷（特I種、I種、II種） 胸腹部臓器損傷（I種、II種） 】 ※受入れは平成23年6月13日以降となります。</p>
6	<p>● 社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院〔中部ブロック(岐阜県)〕 住 所：〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1 連絡先：医療福祉相談課（津嘉山） 電 話：058-388-0111（代表） 【 対象者の症状：脳損傷（特I種、I種、II種）、脊髄損傷（特I種、I種、II種） 胸腹部臓器損傷（I種、II種） 】 ※受入れは平成23年7月以降となります。</p>

7	<p>● 社会医療法人水和我 倉敷リハビリテーション病院〔中国ブロック(岡山県)〕  住所：〒710-0834 岡山県倉敷市笹沖21  連絡先：医療福祉相談室(池野) 電話：086-421-3311(代表)  【対象者の症状：脳損傷(特I種、I種)】</p>
8	<p>● 社団法人全国社会保険協会連合会 社会保険栗林病院〔四国ブロック(香川県)〕  住所：〒760-0073 香川県高松市栗林町3-5-9  連絡先：地域医療連携室(医療ソーシャルワーカー 一ノ瀬、大川)  電話：087-862-3227(直通)  【対象者の症状：脳損傷(特I種、I種)、脊髄損傷(特I種、I種)  胸腹部臓器損傷(I種)】  ※受入開始時期については個別にお問い合わせください。</p>
9	<p>● 医療法人友愛会 南部病院〔沖縄ブロック(沖縄県)〕  住所：〒901-0362 沖縄県糸満市真栄里870  連絡先：地域連携相談室(上原) 電話：098-994-0501(代表)  【対象者の症状：脳損傷(I種、II種)、脊髄損傷(I種、II種)  胸腹部臓器損傷(I種、II種)】</p>

### 指定解除した3カ所(3病院)

1	<p>● 深川市立病院〔北海道ブロック(北海道)〕  住所：〒074-0006 北海道深川市6条6-1  連絡先：地域医療連携室  電話：0164-22-1101(内線1512)  【対象者の症状：脳損傷(特I種、I種)、脊髄損傷(特I種、I種)  胸腹部臓器損傷(I種)】</p>
2	<p>● 医療法人愛和会 新世病院〔近畿ブロック(大阪府)〕  住所：〒573-1162 大阪府枚方市田口5-11-1  連絡先：医療相談室  電話：072-848-0011(代表)  【対象者の症状：脳損傷(特I種、I種、II種)、脊髄損傷(特I種、I種、II種)】</p>
3	<p>● 医療法人啓信会 京都きづ川病院〔近畿ブロック(京都府)〕  住所：〒610-0101 京都府城陽市平川西六反26-1  連絡先：医療福祉相談室  電話：0774-54-1111(内線2563)  【対象者の症状：脳損傷(特I種、I種)、脊髄損傷(特I種、I種)  胸腹部臓器損傷(I種)】</p>

※その他の指定した協力病院については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/> → 自賠償保険ポータルサイト → 重度の後遺障害が残ったら?)をご参照ください。  
(URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/aftereffect.html>)